

## 試験受験上の注意

- ① 履修登録していない科目の試験は受験できません。
- ② 風邪の症状がある場合や体温が 37.4 度以上の場合は入構できません。
- ③ 入室時は出欠端末に学生証をタッチし、試験中は学生証を机の上に提示すること。  
\* 学生証を忘れた場合は、26号館1階ロビーの証明書発行機にて「仮学生証」(当日限り有効)を発行して受験すること。
- ④ 「座席記録カード」に自分の座席を記録すること。
- ⑤ 試験開始後 30 分以上遅刻した者は受験できません。
- ⑥ 試験室からの退室は試験開始から 30 分以上経過した後とします。  
\* 教員から別途指示があった場合はその指示に従うこと。  
\* 途中で棄権する場合でも、答案用紙に学籍番号・氏名を記入し提出すること

## 不正行為等に関する注意

- ① **予め許可されたもの以外の持込・参照は禁止です。**  
すべて参照可の試験であっても、第三者と相談する、第三者の助力を受けるといった行為は不正行為となります。
  
- ② **試験室での情報端末（携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等）の使用は、許可された場合を除き禁止です。時計としての使用もできません。**  
**試験前に必ず電源を切ること。**

**不正行為が発覚した場合は、当該学期の評価をすべて無効とすることがあります。**

**\* 試験における不正行為とは・・・**

- ・ 代人受験（依頼した者・受験した者）
- ・ 答案交換および複製
- ・ カンニングをすること、カンニングを手助けすること
- ・ その他、公正を損なう様々な行為

# 追試験・再試験について

## ◆「追試験」とは・・・

急な病気、個人の責めに因らない事故、忌引き等、やむを得ない事情のため定期試験を欠席した学生が、試験実施日から7日以内に教務課へ申し出を行い、かつ、担当教員が許可した場合にのみ実施される試験です。

追試験を願い出る場合には、受験が不可能であったことを客観的に証明する書類（試験を欠席した日付が確認できるもの）を必ず添付し、速やかに教務課に申し出ること。

担当教員が追試験を許可した場合、個別に日程や方法等を通知します。

**37.4度以上の発熱等、「入構禁止条件」に該当し、  
試験当日入構できない場合も、  
担当教員が許可した場合、追試験の対象となります。  
入構禁止に該当する理由による追試験希望の場合、  
必ず試験当日、試験開始前までに教務課に電話連絡すること。**

**【工学部】 : 048-585-6813**

**【人間社会学部】 : 048-585-6301**

## ◆「再試験」とは・・・

定期試験の結果、不合格の判定を受けた学生のうち、担当教員が許可した者に対してのみ行われる試験です。筆記試験またはレポート課題のいずれかの方法で実施されます。

**※再試験の受験を希望する場合、再試験受験科目の申請と、受験料（1科目につき3,000円）の支払いが必要です。**

**※不合格者全員を再試験の対象とするか、不合格者のうち、一定の基準を満たした者のみを再試験の対象とするかは、科目担当教員の判断となります。**

**※再試験を一切行わない科目もあります。**